

政令第三百三号

スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（スポーツ基本法施行令の一部改正）

第一条 スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第二条 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一号イ中「第二十一条」を「第十七条の二第一項」に改める。

附 則

この政令は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、令和十三年一月一日

から施行する。

理 由

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、スポーツ基本法施行令及び文部科学省組織令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。